

# 11月は児童虐待防止推進月間です

～子どもを児童虐待から守りましょう～

児童虐待とは、本来、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者、その同居人など）が、子どもの身体や心を傷つけることをいいます。子どもへの虐待は大きく次の4つに分類されますが、これらが重複しておこっていることが少なくありません。

## 身体的虐待

- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす
- 逆さづりにする
- やけどをさせる
- 戸外に閉め出す など



## ネグレクト(養育の怠慢・拒否)

- 適切な衣・食・住の世話をしない
- 病気になっても病院へ連れて行かない
- 家や車に長時間放置する
- 同居人の虐待の放置 など

## 心理的虐待

- 大声や言葉による脅かし、強迫など
- 無視したり、拒否したりする
- ほかのきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- 子どもの前で配偶者などにDV（暴力や暴言など）をする など

## 性的虐待

- 性的ないたづらを強要する
- 性的関係を強要する
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィの被写体にする など

- ◆虐待を受けたと思われる子どもがいたら
- ◆子育てに悩む親がいたら
- ◆ご自身が出産や子育てに悩んでいたら

下記へ連絡・相談してください。  
※連絡・相談は匿名で行うこともできます。  
連絡者や内容に関する秘密は守られます。

### ◆連絡・相談先

- 子ども総合相談室（本庁・子育て支援課内）  
相談専用電話☎20404  
代表☎20111
- 牛深支所（家庭児童相談室）☎732111  
※虐待の相談以外にも応じています。

県中央児童相談所 ☎096(381)4451  
※夜間も対応しています。

[生命に危険がある場合などの緊急時]  
天草警察署☎240110  
牛深警察署☎732110

## ■『子育て短期支援事業』を実施しています。

### ショートステイ事業（施設に子どもを宿泊させて、一定期間養育を行います）

- ▶利用要件＝保護者が社会的理由（疾病、看護、出産、事故、災害など）により、家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合。
- ▶利用期間＝原則7日以内。

### トワイライトステイ事業（施設に子どもを通所させて、生活指導や夕食の提供を行います）

- ▶利用要件＝保護者が仕事などの理由により、帰宅が恒常的に夜間になるため、子どもの生活指導や家事などが困難な場合。
- ▶利用時間＝原則、午後5時から同10時まで（施設で利用時間が異なります）。

※世帯の課税状況により、利用料金が必要となります。

- 申込方法＝事前に本庁・子育て支援課または各支所担当課に備え付けの利用券交付申請書に必要事項を記入し、提出してください。



岡本庁・子育て支援課



# しっかり守ろう！犬・猫エチケット



## 最後まで責任を持って飼う

捨てられた犬や猫は、命を落としたり野良犬や野良猫になったりしてしまいます。

## 周囲に迷惑をかけたり、危害を加えたりしない

犬の放し飼いや、ペットのフンを外でそのままにすると、周囲の人へ迷惑をかけることになります。動物の習性をよく理解し、正しいつけや世話をするようにしましょう。

## 所有者を明らかにする

飼っているペットが迷子になったり、盗難にあわないよう、名札や鑑札（犬は登録が必要）、足輪などを付け所有者を明らかにしましょう。

## 動物による感染症の知識を持つ

犬の飼い主は、毎年1回「狂犬病予防注射」を受けさせなければなりません。狂犬病は、動物と人間に感染する病気です。動物の感染症についてよく知ることで、大切なペットや自分の命を守りましょう。

## むやみに繁殖させない

市内で飼うことができなくなった犬や、繁殖により生まれた子犬など、多くのペットが保健所に持ち込まれています。このようなことがないように、きちんと避妊をさせることも動物の命を守ることに繋がります。

## ～ お願い ～

市内で捕獲され処分される野良犬は、年間400～500頭にもなります。しかし、まだ多くの野良犬が住宅地をはいかしています。  
野良犬による被害を防ぐためにも、次のことに注意しましょう。

- 野良犬や野良猫、誰のペットかわからない犬や猫にえさをやらない。
- 生ごみや残飯などのえさになるものを、野良犬や野良猫の侵入できる場所に放置しない。
- 野良犬や野良猫を見つけても、近づかない。

岡本庁・市民環境課

## “絶対に忘れない”

## 交通事故死ゼロの風を吹かせる「黄色い風車」運動

11月15日金～12月1日日



市内では、平成22年から同24年までの3年間で、21人の尊い命が交通事故で失われています。

県と県内の市町村では、このような悲惨な交通事故を決して風化させることなく、尊い命を絶たれた犠牲者からの事故根絶を願う「声なき声」を「黄色い風車」に託して社会に伝えることを目的として、平成22年から同24年に県内で発生した交通事故の現場に「黄色い風車」を掲示します。

この機会に、悲惨な交通事故を根絶するために何ができるのかを、一人ひとりが考えてみましょう。

岡本庁・まちづくり支援課

## 交通事故被害者からのメッセージ

車を運転するみなさんへ  
どうして生きることが許されなかったのでしょうか。ある日突然、私の息子は交通事故で亡くなりました。  
何を欲張ることもなく、ふつうの家族で生きていくことの幸せを感じていました。  
大輪のバラではなく、道端の雑草でいいから、息子に生きていてほしかったのに、どうして…。  
子どもを奪われた親は立ち直れないのです。  
子どもの無念さを思い、子どもを守れなかったことを後悔しながら生きるしかありません。  
どうか運転手の皆さん。  
自分の子どもや家族を守るつもりで運転していただけではないでしょうか。